

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 7 日

令和 8 年熊本地震被災自治体担当課 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
社会・援護局保護課保護事業室
社会・援護局地域福祉課女性支援室

「令和 8 年熊本地震による災害」に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金」に関する Q & A について

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の交付については、「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」(平成 22 年 3 月 15 日厚生労働事務次官通知)の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」により、また、「社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金」の交付については、「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助について」(令和 8 年 6 月 30 日厚生労働事務次官通知)の別紙「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により、それぞれ行うこととされているが、「令和 8 年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことに伴い、別添のとおり、Q & A をまとめたので、御了知の上、管内市町村・障害者関係施設等へ周知いただくとともに、その取扱いに当たり遺漏なきようよろしくお願い申し上げます。

【激甚災害の指定に伴う補助率の嵩上げ等】

Q 1 激甚災害に指定されたことに伴い、これまでの激甚災害と同様に補助率の嵩上げ等を行う見込みはあるか。

A 1 過去の激甚災害における「社会福祉施設等災害復旧費」については、予算が確保できた段階で、いわゆる補助率の嵩上げ要綱を発出し、補助率等について、例えば、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設については、国 1/2・都道府県等 1/4・事業者 1/4 から、国 2/3 程度（注）・都道府県等 1/6 程度（注）・事業者 1/6 とする措置を講じてきたところであり、今般の「令和 8 年熊本地震による災害」においても同様の対応を行うことを検討している。

また、「社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（障害者施設等分）」については、補助上限 450 万円（下限額 30 万円）としているところ、「令和 8 年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことに伴う特例措置として、補助上限額の引き上げや下限額の撤廃を行うことを検討している。

（注）嵩上げ率は、自治体の税収や災害復旧事業の自治体負担額に応じて算定されるため「程度」と表記

【井戸の復旧費用】

Q 2 障害者関係施設等における入所者の入浴ニーズへの対応のため、地下水を利用している場合、井戸を掘る必要があるが、当該費用について、「社会福祉施設等災害復旧費」等の補助対象となるか。

A 2 井戸の復旧費用について、当該井戸が、被災した障害者関係施設等（それぞれの補助金の補助対象施設である場合に限る。）の所有物、かつ、発災前から使用しているものであり、「令和 8 年熊本地震による災害」により破損等した場合の原形復旧の範囲内であれば、

- ・ 設備の復旧費用として、社会福祉施設等災害復旧費補助金の
- ・ 事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の補助対象となり得る。なお、この場合における「原形復旧の範囲」には、「令和 8 年熊本地震による災害」により破損した既存井戸の現状復旧のほか、地下水の水質が変化したこと等の理由による代替井戸の掘削も含まれるものと解する。

また、いずれの補助金を活用する場合も、本件のような井戸の復旧費用に限らず、補助金の申請日以前に要した経費も補助対象となるため、障害者等のニーズへの対応のための早期復旧支援に努めていただくようお願いする。

なお、この場合にあっては、円滑な補助の実施のため、写真等により被災の事実や被災の程度等を確認できるようにしておくようお願いする。

【配管の検査の費用】

Q 3 上水道の復旧に関連して、施設内配管の損傷状況の確認や通水のための検査（加圧試験）を行う場合の費用について、補助の対象となるか。

A 3 施設内配管を検査した結果、

- ・ 配管の損傷が確認され、修繕を行った場合は、災害復旧事業の一環として、社会福祉施設等災害復旧費補助金の
- ・ 修繕が不要だった場合は、事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の

対象となる。

【小規模分散型水循環システムの利用に要した費用】

Q 4 断水期間中に限られた水を有効活用するため、小規模分散型水循環システム（シャワー装置、手洗い装置等）を利用した場合の費用について、補助の対象となるか。

A 4 事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の対象となる。なお、本補助金は、事業再開に要する経費を補助するものであるため、当該設備の設置に係る初期費用や断水解消までの一定期間の利用料が補助の対象となる。

（参考）水を浄化して再利用する水道いらずの可搬式シャワー（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/r2_minkan/pdf/034.pdf

社会福祉施設等災害復旧費補助金（自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧）

- 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部について補助を行っている。

1. 対象施設

- ① 現在、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっている社会福祉施設
 - ② 過去、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっていた社会福祉施設
- 〔療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、福祉ホーム、保護施設、身体障害者社会参加支援施設、女性自立支援施設 等〕

2. 対象経費

- 社会福祉施設等の災害復旧事業に要する経費
※ 災害復旧事業が1件につき80万円以上

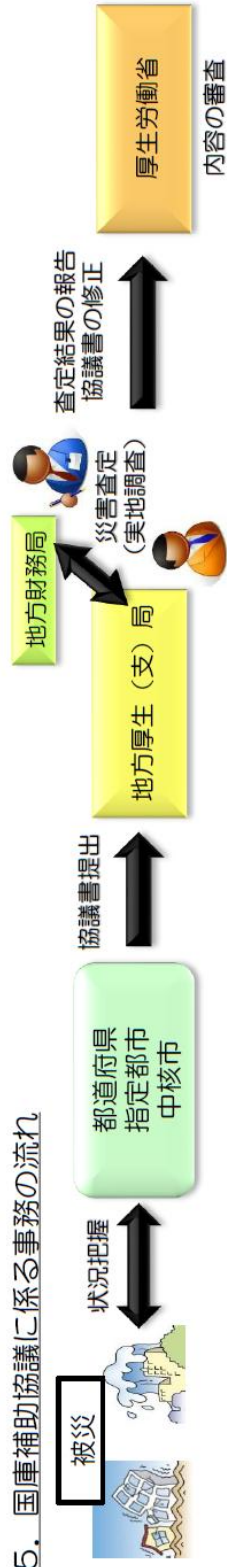
3. 設置主体

- 都道府県、政令市、中核市、社会福祉法人、医療法人 等

4. 負担割合

- ① 直接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/2
 - ② 間接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/4、設置主体 1/4
- ※ 激甚法の対象施設（公立施設の一部）については、被害状況に応じて負担割合が決定される。

5. 国庫補助協議に係る事務の流れ



（参考資料 1）



障害者施設の事業復旧にかかる設備整備 《社会福祉施設等設備災害復旧費補助金》

被災した障害福祉サービス事業所等に対し、事業再開に要する開設準備経費や設備費等に関する
国庫補助を行い、被災地における障害福祉サービス等の円滑な運営を確保する。

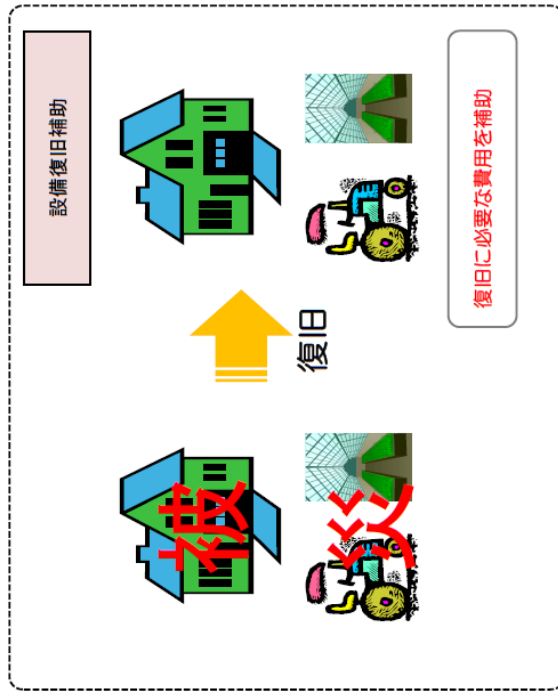
1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

2. 補助率 定額補助（10/10相当）

3. 補助単価

- ・開設準備経費及び災害復旧設備費 4,500千円以内
（激甚災害の場合は 6,000千円以内）
- ・災害復旧大規模生産設備費 17,100千円以内

4. 対象施設 被災した障害者支援施設等



○ 設備整備の主な例

- ・印刷製本設備（カラープリンター、製本機）
- ・パン製造設備（デッキオーブン、冷凍庫等）
- ・菓子類製造設備（大型オーブン等）
- ・クリーニング関連設備（洗濯機、乾燥機等）
- ・車輛（マイクローバス、軽トラック、ワゴン）
- ・厨房設備
- ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ
- ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・手織機設備
- ・フォークリフト、耕耘機
- ・名刺・はがき用点字印刷機
- ・Tシャツ給桶用プリンタ
- ・おしぼり作業用ボイラー、包装機
- ・培養土の貯蔵庫

（参考資料2）